

手當支給方ノ儀伺

一同省ヨリ小笠原島へ官貢派

十五

遣ノ儀ニ付上申

小笠原島より帰艦ノ義存ノ由

小笠原島ノ控領ノ為外務内務大臣海軍一四省  
官貢工部者不難控領ノ由所屬ノ明証凡ノ由但  
出張員在り。以十六日同京上候。其旨。由  
付。也。

明治八年十一月十七日

内務卿大久保利通

内務卿  
大久保  
利通

大政大臣三條實美殿

7 8 9 320 1 2 3 4 5 6 7 8 9 330 1 2 3 4 5 6 7 8 9 340 1 2 3 4 5 6 7 8 9 3

史官本局

二百九十五  
は

大臣

参議

届書

八年十二月十九日

第一科

大史

一小笠原島ヨリ帰艦之儀ニ付届

右供 高覧候也

内務省

第百八十九号

7 8 9 320 1 2 3 4 5 6 7 8 9 330 1 2 3 4 5 6 7 8 9 340 1 2 3 4 5 6 7 8 9 3

株式会社 イソノオーストリア